国家公務員の給与改定の推移

年度	人事院勧告 月例給 改定率	人事院勧告 月例給 実施時期	人事院勧告 一時金 支給月数	給与改定の実施内容	民間賃上率（定昇込み）	内閣
昭和37	9.3	37. 5	3.7	５月遅れ実施（37.10）	10.7	池田
38	7.5	38. 5	3.9	↓（38.10）	9.1	
39	8.5	39. 5	4.2	↑（39. 9）	12.4	
40	7.2	40. 5	4.3	４月遅れ実施（40. 9）	10.6	佐藤
41	6.9	41. 5	－	↓（41. 9）	10.6	
42	7.9	42. 5	4.4	３月遅れ実施（42. 8）	12.5	
43	8.0	43. 5	－	２月遅れ実施（43. 7）	13.6	
44	10.2	44. 5	4.5	１月遅れ実施（44. 6）	15.8	
45	12.67	45. 5	4.7	↑	18.5	
46	11.74	46. 5	4.8		16.9	
47	10.68	47. 4	－		15.3	田中
48	15.39	48. 4	－		20.1	
49	29.64	49. 4	5.2		32.9	
50	10.85	50. 4	－	勧告どおり実施	13.1	三木
51	6.94	51. 4	5.0		8.8	
52	6.92	52. 4	－		8.8	福田
53	3.84	53. 4	4.9		5.9	
54	3.70	54. 4	－	（指定職の職員は54.10）	6.0	大平
55	4.61	55. 4	－	（　〃　55.10）	6.74	
56	5.23	56. 4	－	本省課長以上及び調整手当は１年遅れ実施。期末・勤勉手当旧ベース	7.68	鈴木
57	4.58	57. 4	－	実施見送り	7.01	
58	6.47	58. 4	－	2.03％実施	4.40	中曽根
59	6.44	59. 4	－	3.37％実施	4.46	
60	5.74	60. 4	－	３月遅れ実施（60.7）	5.03	
61	2.31	61. 4	－	勧告どおり実施	4.55	
62	1.47	62. 4	－		3.56	
63	2.35	63. 4	－		4.43	竹下
平成元	3.11	元. 4	5.1		5.17	宇野
2	3.67	2. 4	5.35		5.94	海部
3	3.71	3. 4	5.45		5.65	
4	2.87	4. 4	－		4.95	宮澤
5	1.92	5. 4	5.30		3.89	細川
6	1.18	6. 4	5.20		3.13	羽田
7	0.90	7. 4	－		2.83	村山
8	0.95	8. 4	－		2.86	橋本
9	1.02	9. 4	5.25	（指定職の職員は10.4）	2.90	
10	0.76	10. 4	－		2.66	
11	0.28	11. 4	4.95		2.21	小渕
12	0.12	12. 4	4.75		2.06	森
13	0.08	13. 4	4.70		2.01	小泉
14	△2.03	（注3）	4.65	（14.12）	1.66	
15	△1.07	（注3）	4.40	↓（15.11）	1.63	
16	－（注4）	－	－	水準改定なし	1.67	
17	△0.36	（注3）	4.45	勧告どおり実施（17.12）	1.71	
18	－（注4）	－	－	水準改定なし	1.79	安倍
19	0.35	19. 4	4.50	指定職の職員は実施見送り	1.87	福田
20	－（注4）	－	－	水準改定なし	1.99	麻生
21	△0.22		4.15	勧告どおり実施（21.12）	1.83	鳩山
22	△0.19	（注3）	3.95	↓（22.12）	1.82	菅
23	△0.23		－	俸給水準△0.23％の改定のみ勧告どおり（注5）実施（24. 3）	1.83	野田
24	－（注4）	－	－	水準改定なし（注6）	1.78	
25	－（注4）	－	－	水準改定なし（注6）	1.80	安倍
26	0.27	26. 4	4.10	勧告どおり実施	2.19	

（注）１　民間賃上率は厚生労働省調査による主要企業のもの。昭和54年度までは単純平均、昭和55年度以降は加重平均である。
２　昭和58年度、59年度及び60年度の人事院勧告には、昭和57年度の給与改定見送りによる官民較差が含まれている。
３　平成14年度、15年度、17年度、21年度、22年度及び23年度の人事院勧告の「改定時期」は、「公布の日の属する月の翌月の初日」とされている。
４　各年度の官民較差は16年度は0.01％、18年度は0.00％、20年度は0.04％、24年度は△0.07％、25年度は0.02％。
５　平成23年4月から人勧実施までの間の年間調整は平成24年6月期期末手当（人事院勧告では平成23年12月期期末手当）により実施。
６　平成24年４月から平成26年３月までの間、給与の特例減額支給措置を実施。